旭川市経営継承·発展支援事業補助金交付要綱

目 次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 補助金の交付の申請等(第3条-第6条)
- 第3章 支援事業の遂行等(第7条-第9条)
- 第4章 補助金の交付及び返還等(第10条-第11条)
- 第5章 雑則 (第12条 第14条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市経営継承・発展支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に 当たり、市長が交付する補助金の交付手続等に関し、基本的な事項を規定することにより、 補助金に係る交付事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助金」とは、市長が交付する経営継承・発展等支援事業実施要綱 (令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。) 別記1に定める経営継承・発展支援事業による補助金をいう。
- 2 この要綱において「法令」とは、法律、法律に基づく命令(告示を含む), 国要綱,担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。),「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則(令和6年5月7日一般社団法人全国農業会議所制定。以下「実施規則」という。),旭川市補助金交付基準(平成16年7月26日付け旭財第99号)及び旭川市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱をいう。

第2章 補助金の交付の申請等

(事業提案書類の提出)

- 第3条 支援事業による助成を受けようとする補助対象者は、市長に対し、次の各号に掲げる書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 取組承認申請書(国要綱別記1-様式第1号)
 - (2) 経営発展計画(国要綱別記1-様式第2号)及び応募時提出資料一覧(別表)に掲げる添付資料
 - (3) 経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト(実施規則別記1-様式第12号)
 - (4) 実施要綱の配分基準表(国要綱別記1-別表2)に基づくポイント付与に関する根拠資料
- 2 市長は、前項の規定により事業提案書類を提出した者について、経営発展計画における補助 額の合計が予算を上回る場合、選考を行い、不採択となった者に対し、選考結果通知書(様式 第1号)により選考結果を通知するものとする。
- 3 市長は、国要綱別記1第2の1の(1)に基づく採択の通知を受けた場合には、前項の規定により選定した補助対象者に対して、採択結果通知(様式第2号)により結果を通知するものとする。

(計画承認申請及び交付申請)

第4条 前条第3項の規定により採択の通知を受けた補助対象者(以下「助成対象者」という。) は、市からの採択結果通知受理後5日以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければ ならない。なお、この場合において、各号に掲げる書類は同時に提出可能とし、第1号に掲げる書類については、第3条第1項の規定により提出する書類と変更がない場合は、 当該書類と同様の書類を提出すること。

- (1)【計画承認申請関係】第3条第1項各号に掲げる書類
- (2)【交付申請関係】補助金交付申請書(様式第3号)
- 2 市長は、国要綱別記1第2の1の(3)に基づく事業実施計画の承認通知を受けた場合には、 前項第1号に掲げる取組承認申請書(国要綱別記1-様式第1号)を提出した助成対象者に対 して、事業実施計画の承認結果通知(様式第4号)により承認の結果を通知するものとする。
- 3 助成対象者は、市長から事業実施計画の承認通知を受理した後、やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、交付決定前着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、助成対象者は、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、補助金の交付を受けることが確実となってから着手をすることとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了承の上行うものとする

(計画変更承認申請及び交付変更申請)

- 第5条 助成対象者は、やむを得ない理由により、次のいずれかの変更が生じた場合は、取組承 認申請書(国要綱別記1-様式第1号)を市長に提出するものとする。
 - (1) 事業内容の追加,中止又は廃止
 - (2) 事業目的の変更
 - (3) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
 - (4) 事業費又は補助金の30%を超える減また,既に補助金交付申請をしている場合には,補助金交付(変更)申請書(様式第3号)を合わせて提出するものとする。
- 2 市長は、国要綱別記1第2の1の(7)に基づく事業実施計画の承認通知を受けた場合には、 前項の規定により取組承認申請書を提出した助成対象者に対して、事業実施計画の承認結果通 知(様式第4号)により承認の結果を通知するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付すると決定し、又は交付しないと決定したときは、速やかにその決定の内容を第4条第1項の規定により補助金交付申請書を提出した助成対象者に対して、交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

第3章 支援事業の遂行等

(事業実施期間)

第7条 国要綱別記1第2の1の(1)の経営発展計画の事業は、原則として第6条の交付の決定 後から当該年度の1月末日まで(交付決定日以前に発生した経費は、原則として補助金の対象 とならない。)に行うものとする。

(事業完了報告)

第8条 助成対象者は、経営発展計画に記載された取組を完了したときは、取組完了報告書(国 要綱別記1-様式第8号)を作成し、事業を完了した後30日を経過する日、又は事業実施年度 の2月末日のいずれか早い日までに市長へ提出するものとする。

(事業の評価等)

第9条 助成対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年3月末日までに市長へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について、実施状況報告書(国要綱別

記1-様式第9号)により報告する。

2 市長は、第1項により報告を受けた場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて助成対象者に対して指導を行うものとする。この場合において、助成対象者の実施状況が不十分と認められる場合は、市長は必要に応じ、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知)別記1の第3の4の(2)のカの専門家等を活用するよう助成対象者に対して指導を行うものとする。

第4章 補助金の交付及び返還等

(補助金の額の確定)

- 第10条 市長は,第8条の規定による完了報告を受けた場合においては,当該取組完了報告書等 の内容の確認を行い,適合すると認めたときは,交付すべき補助金の額を確定し,交付額確定 通知書(様式第7号)により,当該助成対象者等に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額が、第6条で決定した交付決定額と相違する場合は、同条による決定を変更し、交付額確定通知書(様式第7号)により当該助成対象者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

- 第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとする。
 - (1) 経営発展計画に記載された取組を廃止した場合
 - (2) 経営発展計画に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合
 - (3) 経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わない場合
 - (4) 経営発展計画に記載された取組について、市が繰り返し指導を行ったにも関わらず改善に 向けた取組を行わない場合
 - (5) 国要綱,国交付要綱,実施規則又は本交付要綱に違反した場合
 - (6) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合
- 2 市長は、前項の処分をしたときは、速やかにその旨を助成対象者に通知するものとする。

第5章 雜則

(帳簿及び書類の備付け)

- 第12条 助成対象者は、当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び書類は、支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで保存しなければならない。

(整備した機械装置等の管理運営等)

- 第13条 助成対象者は、支援事業により整備した単価50万円(税込み)以上の機械装置等 (以下「処分制限財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省 令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限 期間が存在するため、次のとおり常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等 を行い、その整備目的に則して最も効率的な運用を図るなど、適正に管理運営すること。
 - (1) 助成対象者は、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳(実施規則別記1-様式第18号)を備え置くこと。
 - (2) 助成対象者は、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をすること。
- 2 助成対象者は、その整備した処分制限財産について、処分制限期間内に財産処分の必

要がある場合や災害を受けた場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)第22条に準じた財産処分として、実施要綱別記1第4条第2項 及び第3項に基づき、適切な申請手続を行うものとする。この申請を受け、市は、事業 実施主体の承認を受けるものとする。

3 災害の報告

助成対象者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく市長へ報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月26日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月14日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

様式

- 1 旭川市経営継承・発展支援事業に係る旭川市選考結果について(様式第1号)
- 2 旭川市経営継承・発展支援事業に係る採択結果について(様式第2号)
- 3 旭川市経営継承・発展支援事業補助金交付(変更)申請書(様式第3号)
- 4 旭川市経営継承・発展支援事業に係る事業実施計画の承認結果について(様式第4号)
- 5 旭川市経営継承・発展支援事業交付決定前着手届(様式第5号)
- 6 旭川市経営継承・発展支援事業に係る補助金交付(変更)決定について(様式第6号)
- 7 旭川市経営継承・発展支援事業に係る補助金交付額の確定について(様式第7号)

(別表) 応募時提出資料一覧

【補助対象者が個人事業主の場合】

書類		注意点
個人事業の開業・廃業等届出書(写し)	税務申告書類	・補助対象者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載 があること。 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxによ り申告した場合は、受付日時が印字)されてい ること。
・継承時点の所得税 確定申告書第一表及 び第二表(写し) ・継承時点の所得税 青色申告決算書(写 し)	税務申告書類	・必須書類(申請者の先代事業者分) ・所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は,受付日時が印字)されていること。自宅からe-Taxにより申告した場合は,「受信通知(メール詳細)」を提出。
所得税の青色申告承 認申請書 (写し)	税務申告書類	・必須書類(申請者分) ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxによ り申告した場合は、受付日時が印字)されてい ること。自宅からe-Taxにより申告した場合は、 「受信通知(メール詳細)」を提出。
家族経営協定 (写し)	任意様式	家族農業経営の場合

【補助対象者が法人の場合】

【冊切刈家有が仏人の物百】				
書類		注意点		
履歴事項全部証明書 (写し)	登記事項証明書	任意組織以外の場合		
定款又は組織及び運営についての規約 (写し)	任意様式	任意組織の場合		
・継承時点の法人税 確定申告書別表一 (写し) ・継承時点の損益計 算書(写し)	税務申告書類	・必要書類(補助対象者分,又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては補助対象者の先代事業者分) ・法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出。		

法人税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類	・必要書類(補助対象者分,又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては補助対象者の先代事業者分) ・法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出。